

いじめを起こさないための日常の取組

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守りぬくという姿勢を日頃から示すことが重要である。

いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるうえでは、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度が重要である。特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力をもつことを十分認識し、各学校においては、次の各項目に留意しつつ日常の取組を推進することが大切である。

指導体制

- ・ いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、対応方針や指導計画を明示するとともに、校長を中心に一致協力体制を確立する。
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての校内研修を計画的に実施し、教職員間の共通理解を図り、資質の向上に努める。
- ・ いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。
- ・ 指導上の配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際しては、教員間での適切な引継ぎを行う。
- ・ いじめ問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて、全教職員により取組の改善に努める。

教育・指導

- ・ お互いに思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等、道徳教育の充実に努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ・ 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ・ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ・ 学級活動や児童・生徒会活動などにおいて、児童生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ・ 児童生徒に生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進する。
- ・ 児童生徒の日常の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

家庭・地域社会との連携

- ・ 学校のいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努め、家庭や地域社会を連携していじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ・ PTA や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。